

○大分県沿道の景観保全等に関する条例施行規則

昭和六十三年九月二十六日

大分県規則第五十二号

大分県沿道の景観保全等に関する条例施行規則をここに公布する。

大分県沿道の景観保全等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県沿道の景観保全等に関する条例（昭和六十三年大分県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(沿道景観保全地区の指定等の案の告示)

第二条 条例第七条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 沿道景観保全地区の名称
- 二 沿道景観保全地区（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）の区域
- 三 沿道景観保全地区の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

(大規模建築物等の基準)

第三条 条例第九条第二項第二号イの規則で定める建築物の基準は、高さ十三メートル又は建築面積五百平方メートルとする。

2 条例第九条第二項第二号イの規則で定める工作物の基準は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 次に掲げる工作物高さ十三メートル（当該工作物が建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが十三メートルとする。）
  - イ 煙突
  - ロ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）を除く。）
  - ハ 物見塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物を除く。）
  - ニ 高架水槽その他これに類するもの
  - ホ コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設
  - ヘ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラツシヤープラントその他これらに類する製造施設
  - ト 自動車車庫の用途に供する立体的な施設

- チ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵する施設
  - リ 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する処理施設
- 二 擁壁高さ五メートル

(沿道景観保全基本計画の決定等の案の告示)

第四条 条例第九条第三項において準用する条例第七条第三項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 沿道景観保全基本計画の名称
  - 二 沿道景観保全基本計画の決定又は変更の案の縦覧場所
- (沿道景観保全地区内における行為の届出)

第五条 条例第十条第一項から第三項までの規定による届出は、沿道景観保全地区内／行為／行為着手済／行為変更／届出書（第一号様式）に、当該届出に係る行為の種類に応じ、別表に定める図書を添えて行うものとする。

(沿道景観保全地区内における通常の実務行為等)

第六条 条例第十条第四項第一号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 大規模建築物等の増築又は改築で当該行為に係る部分の床面積又は築造面積の合計が十平方メートル以下のもの
- 二 大規模建築物等の改築で外観の変更を伴わないもの
- 三 大規模建築物等の外観の変更で当該変更に係る部分の面積の合計が十平方メートル以下のもの
- 四 土石等の採取で、当該行為の行われる土地の面積が千平方メートルを超えないもの又はのりの高さが二メートルを超える切土若しくは盛土を伴わないもの
- 五 宅地の造成その他の土地の形質の変更で、当該行為の行われる土地の面積が千平方メートルを超えないもの又はのりの高さが二メートルを超える切土若しくは盛土を伴わないもの
- 六 農業を営むために行う土地の形質の変更
- 七 沿道景観保全樹木の維持管理のために必要な伐採又は移植

(沿道景観保全地区内における行為の届出を要しない地域、地区等)

第七条 条例第十条第四項第四号の規則で定める地域、地区等は、次に掲げるものとする。

- 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区
- 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により指定さ

れた史跡、名勝及び天然記念物

三 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により決定された道路の区域

四 大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十五条第一項の規定により指定された大分県指定史跡、大分県指定名勝及び大分県指定天然記念物

五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

六 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定により指定された国立公園及び同条第二項の規定により指定された国定公園

七 大分県立自然公園条例（昭和三十二年大分県条例第七十四号）第五条第一項の規定により指定された県立自然公園

八 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域

九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第七号に規定する風致地区

十 大分県自然環境保全条例（昭和四十七年大分県条例第三十八号）第二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域

（平一五規則六八・平一七規則六六・平二七規則五六・一部改正）

（条例第十一条第二項の規則で定めるもの）

第八条 条例第十一条第二項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 面積が千平方メートルを超え、かつ、のりの高さが二メートルを超える切土又は盛土がなされた土石等の採取後の土地

二 面積が千平方メートルを超え、かつ、のりの高さが二メートルを超える切土又は盛土がなされた宅地の造成その他の土地の形質の変更後の土地

（公表）

第九条 条例第十一条第四項及び第十五条第四項の規定による公表は、次に掲げる事項について大分県報に登載して行うものとする。

一 勧告に従わなかったものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

二 勧告の内容

（沿道環境美化地区の指定等の案の告示）

第十条 条例第十二条第二項において準用する条例第七条第三項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 沿道環境美化地区の名称

二 沿道環境美化地区（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）の区域

三 沿道環境美化地区の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

（沿道環境美化基本計画の決定等の案の告示）

第十一条 条例第十三条第三項において準用する条例第七条第三項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 沿道環境美化基本計画の名称

二 沿道環境美化基本計画の決定又は変更の案の縦覧場所

（沿道環境美化地区内における行為の届出）

第十二条 条例第十四条第一項から第三項までの規定による届出は、沿道環境美化地区内／行為／行為着手済／行為変更／届出書（第二号様式）に、当該届出に係る行為の種類に応じ、別表に定める図書を添えて行うものとする。

（沿道環境美化地区内における通常の実務行為等）

第十三条 条例第十四条第四項第一号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 大規模建築物等の増築又は改築で当該行為に係る部分の床面積又は築造面積の合計が十平方メートル以下のもの

二 大規模建築物等の改築で外観の変更を伴わないもの

三 大規模建築物等の外観の変更で当該変更に係る部分の面積の合計が十平方メートル以下のもの

四 次に掲げる屋外における物品の集積又は貯蔵

イ 集積又は貯蔵される物品の高さが二メートルを超えない物品の集積又は貯蔵

ロ 物品の集積又は貯蔵に係る部分の水平投影面積が百平方メートルを超えない物品の集積又は貯蔵

ハ 物品の集積又は貯蔵の期間が継続して九十日を超えない物品の集積又は貯蔵

（沿道環境美化地区内における行為の届出を要しない地域、地区等）

第十四条 条例第十四条第四項第四号の規則で定める地域、地区等には、第七条（第三号を除く。）の規定を準用する。

（条例第十五条第二項の規則で定めるもの）

第十五条 条例第十五条第二項の規則で定めるものは、集積又は貯蔵されている物品の高さが二メートル、物品の集積又は貯蔵に係る部分の水平投影面積が百平方メートル及び物品の集積又は貯蔵の期間が継続して九十日をそれぞれ超えている屋外における物品の集積又は貯蔵に係る物品とする。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、沿道の景観保全等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年規則第六六号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年規則第六八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年規則第六六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年規則第五六号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第5条、第12条関係)

行為の種類	図書		備考
	種類	明示すべき事項	
1 大規模建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	配置図 (おおむね200分の1以上の縮尺のもの)	方位、敷地の境界線、敷地内の建築物及び工作物の位置及び規模、届出に係る大規模建築物等と他の建築物及び工作物の区別並びに緑化措置 (樹木の位置、樹種及び樹高)	
	立面図 (おおむね200分の1以上の縮尺のもので、色鉛筆等で着色したもの)	屋根及び外壁の仕上材、色彩、開口部の位置、付属設備並びに緑化措置 (樹木の位置、樹種及び樹高)	大規模建築物等の移転又は外観の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影方向を配置図に示すこと。	行為地を含む周辺

			の現況が分かるカラー写真とする。
2 土石等の採取又は宅地の造成その他の土地の形質の変更	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	地形図 (おおむね500分の1以上の縮尺のもの)	方位、行為地を含む周辺の地形の現況、行為の区域及び土石等の採取時における遮へい措置(遮へい物の種類(樹木にあつては樹種)、構造、位置、高さ及び色彩)	
	土地利用計画図 (おおむね500分の1以上の縮尺のもの)	方位及び行為後の土地利用計画(土石等の採取にあつては行為後の緑化計画)	
	断面図 (おおむね500分の1以上の縮尺のもの)	行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図	
	のり断面図 (おおむね200分の1以上の縮尺のもの)	のり面の措置	
	現況写真	撮影方向を地形図に示すこと。	行為地を含む周辺の現況が分かるカラー写真とする。
3 屋外における物品の集積又は貯蔵	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	配置図 (おおむね200分の1以上の縮尺のもの)	方位、敷地の境界線、物品の種類、集積又は貯蔵する位置及び遮へい措置(遮へい物の種類(樹木にあつては樹種)、構造、位置、高さ及び色彩)	

	現況写真	撮影方向を配置図に示すこと。	行為地を含む周辺の現況が分かるカラー写真とする。
--	------	----------------	--------------------------

第1号様式(第5条関係)

沿道景観保全地区内 行為 行為着手済 届出書 行為変更

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住所 氏名 (印)

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) -

第10条第1項 大分県沿道の景観保全等に関する条例 第10条第2項 の規定により、関係図書を添えて届出します。 第10条第3項

沿道景観保全地区の名称						
行為の場所		市 町 大字	番地		号	
		郡 村 丁目	番	年 月 日		
行為の期間		着手(予定)年月日	年 月 日			
		完了予定年月日	年 月 日			
行為の種類		1 大規模建築物等の新築・増築・改築・移転				
		2 大規模建築物等の外観の変更				
		3 土石等の採取				
		4 宅地の造成その他の土地の形質の変更				
		5 沿道景観保全樹木の伐採・移植				
行為	大規模建築物等の新築等	敷地面積	m <sup>2</sup>	敷地の緑化措置		
		用途				
		建築面積	届出部分	既存部分	合計	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		構造	造 地上 階			
		最高の高さ	m	外観の変更延べ面積	m <sup>2</sup>	
		仕上材料及び色彩	仕上材料		色 彩	
屋根	( )		( )			
外壁	( )		( )			

の	工 種 類	規 模			構 造	色 彩
		高  高さ	築造 面積	延  延長		
物		m	m <sup>2</sup>	m		
		m	m <sup>2</sup>	m		
内	土石等の採取	採取物の種類	採 取 面 積	遮 へ い 措 置	事 後 措 置	
			m <sup>2</sup>			
容	宅地の造成その他の土地の形質の変更	土地の形質の変更面積	の り の 高  高さ	の り 面 の 措 置		
		m <sup>2</sup>	m			
	沿道景観保全樹木の伐採又は移植	樹 木 の 種 類	規 模 (面積又は本数)	事 後 措 置		
届出内容に係る照会先		住所 氏名	電話番号( ) —			
備 考						

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「行為の種類」欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 3 「最高の高さ」欄には、地盤面から建築物の階段室等までの高さを記入すること。
- 4 「仕上材料及び色彩」欄の( )内には、届出に係る部分と同一棟に従来からの建築物が接続する場合に、その既存部分の状況を記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。  
例 日本瓦、波型スレート、小口タイル等
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入すること。  
例 淡いグリーン、薄い灰色、濃い茶色等
- 7 「採取物の種類」欄には、砂利、花こう岩、安山岩等具体的に記入すること。
- 8 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者へ照会を希望する場合に記入すること。
- 9 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に記入すること。

第2号様式(第12条関係)

行為  
沿道環境美化地区内 行為着手済 届出書  
行為変更

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住所  
氏名 (印)

(法人その他の団体にあつては、事務所  
又は事業所の所在地並びにその名称及  
び代表者の氏名)

電話番号( ) ー

第14条第1項

大分県沿道の景観保全等に関する条例 第14条第2項 の規定により、関係図書を添え  
第14条第3項

て届け出ます。

沿道環境美化地区 の名称					
行為の場所		市 郡	町 村	大字 丁目	番地 号
行為の期間		着手(予定)年月日		年	月 日
		完了予定年月日		年	月 日
行為の種類		1 大規模建築物等の新築・増築・改築・移転			
		2 大規模建築物等の外観の変更			
		3 屋外における物品の集積又は貯蔵			
行為 の 新 築 等	大規模建築物等の新築等	敷地面積	m <sup>2</sup>	敷地の緑 化措置	
		用途			
	建築面積	届出部分	既存部分	合計	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	構造	造 地上 階			
	最高の高さ	m	外観の変更延べ 面積	m <sup>2</sup>	
	仕上材料及び 色彩	仕上材料	色 彩		
		屋根	( )	( )	
	外壁	( )	( )		

内 容	工 種 類	規 模			構 造	色 彩
		高  さ	築 造 面 積	延 長		
		m	m <sup>2</sup>	m		
	作 物	m	m <sup>2</sup>	m		
屋外における物品の 集積又は貯蔵		物 品 の 種 類	高  さ	水 平 投 影 面 積	遮 へ い 措 置	
			m	m <sup>2</sup>		
届出内容に係る照会 先		住 所 氏 名		電話番号( ) —		
備 考						

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「行為の種類」欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 3 「最高の高さ」欄には、地盤面から建築物の階段室等までの高さを記入すること。
- 4 「仕上材料及び色彩」欄の( )内には、届出に係る部分と同一棟に従来からの建築物が接続する場合に、その既存部分の状況を記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。  
例 日本瓦、波型スレート、小口タイル等
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入すること。  
例 淡いグリーン、薄い灰色、濃い茶色等
- 7 「物品の種類」欄には、廃車、プロック等具体的に記入すること。
- 8 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者へ照会を希望する場合に記入すること。
- 9 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に記入すること。

第1号様式（第5条関係）

（平11規則66・一部改正）

第2号様式（第12条関係）

（平11規則66・一部改正）